

## 第2章

# 児童虐待の理解



© 大田区

# 1 児童虐待の4類型

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者）がその監護するこどもに対して行う行為で、具体的には以下の4つの類型が児童虐待防止法に規定されています。

## 身体的虐待

- 叩く、殴る、蹴る、突き飛ばす等の暴力行為をする
- やけどを負わせる
- 戸外に締め出す
- 閉じ込める、縛り付ける

など



## 心理的虐待

- 暴力的、差別的な言葉を使う
- 無視する、拒絶する
- こどもの目の前で配偶者等やきょうだいに暴力、暴言、無視などの行為をする
- きょうだい間で差別的な扱いをする

など



複合している場合もあります

## ネグレクト

- 必要な衣食住の世話をしない
- 病気になっても受診させない
- 登園、登校をさせない
- こどもを家や車内に放置する
- 同居者の虐待を放置する

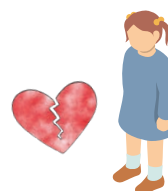
など



## 性的虐待

- 性交やわいせつな行為を行う、または見せる
- ポルノビデオや写真を見せる、被写体にする
- 入浴やトイレ、着替えを覗く

など



## DVとこどもの虐待

DVとは domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者間等で起こる身体的、精神的、経済的、性的暴力及びそれに基づく支配関係のことをいいます。

これらのDVをこどもが目撃することや、こどもの目の前で夫婦喧嘩をすることはこどもへの心理的虐待にあたります。

また、こどもが目撃するか否かにかかわらず、DVが起きている家庭は、こどもにとって安全・安心が脅かされている可能性があるとして捉えて対応することが求められます。さらに、こども自身が直接暴力等の虐待を受けている可能性にも留意が必要です。

## 2 虐待の要因

児童虐待を引き起こす要因はさまざまです。虐待する保護者の要因だけでなく、こどもや家族の要因、社会的要因も含めて理解することが必要です。

以下の要因は、ただちに虐待に結びつくわけではなく、虐待に至る可能性のある要因として留意する必要があるものです。

### (1) 保護者の要因

---

- ・ 保護者自身に被虐待体験がある。
- ・ 保護者自身の生育歴に、大人からの愛情不足がある。
- ・ 子育てに関する知識が不足している。
- ・ 養育態度や社会性が未熟である。
- ・ 障がい、精神疾患、依存症等により養育に困難を抱えている。

など

### (2) こどもの要因

---

- ・ 発達の遅れや偏りがある。
- ・ よく泣く、寝ない、落ち着きが無いなどの「育てにくさ」がある。
- ・ 早期の親子の分離体験がある。
- ・ 低体重出生、障がい、慢性疾患がある。

など

### (3) 家庭環境の要因

---

- ・ 配偶者の不在、または協力関係が不足している。
- ・ ドメスティック・バイオレンスがある。
- ・ 失業や低所得により経済的に困窮している。
- ・ きょうだいに (2) のような状況があり、保護者に余裕がない。

など

### (4) 社会からの孤立

---

- ・ 相談・援助を求めることが苦手である。
- ・ 親族や近隣と疎遠である。

など



© 大田区

## 3 虐待がこどもに及ぼす影響

### (1) 身体的影響

打撲、切り傷、やけどなどの外から見える傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られます。重篤な場合、死に至ったり重い障がいが残ることがあります。また、愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、年齢相応の発育、成長が阻害されることもあります。

### (2) 知的発達への影響

安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習することが困難だったり、ネグレクトの状態に登校がままならない場合があります。その結果、もともとの能力に比べ知的発達が不十分なことがあります。

また、保護者がこどもの知的発達にとって必要な情緒的なやり取りを行わなかったり、逆に発達レベルにそぐわない過大な要求をすることによって、発達が阻害される場合があります。

### (3) 心理的影響

#### ア 対人関係の障がい

こどもにとって安心を与える存在であるはずの保護者から虐待を受けると、こどもは欲求を適切に満たすことができなくなります。そのために愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係が築けず、結果として他人を信頼し愛着関係を形成できなくなることで、対人関係において様々な問題が生じることがあります。

例えば、不安定で両極的な矛盾した態度をとったり、反対に無差別に薄い関係を持つ傾向などが見られます。

#### イ 低い自己肯定感

こどもは、虐待されるのは自分が悪いからだと考えたり、自分は愛情を受けるに値しない人間だと感じたりします。そのため自己の評価が低下し、自己肯定感が低くなってしまうことがあります。

#### ウ 行動コントロールの問題

保護者から虐待を受けたこどもは、暴力で問題を解決することを学習し、粗暴になることがあります。そのために攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する傾向を持つ場合があります。

## エ 多動

保護者から虐待を受けたこどもは、刺激に過敏になり落ち着きの無い行動をとることがあります。注意欠如多動症(ADHD)に似た症状なので、見極めが必要になります。

## オ 心的外傷後ストレス障害 (PTSD)

受けた心の傷(トラウマ)は、適切な治療を受けないまま放置されると、将来にわたって心的外傷後ストレス障害(PTSD)として残り、思春期等に問題行動として出現する場合があります。例えば、感情のコントロールがうまくいかず攻撃的、衝動的な行動が現れる、逆に回避的になったり情緒的反応性が悪くなったりする等です。さらに PTSD を抱えたまま親となった場合、上記のような特徴からこどもへの虐待につながることもあります。

## カ 偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することで、大人の欲求を先取りした行動をとる、あるいは、不安定な保護者に変わり大人の役割分担を果たそうとすることがあります。一見よくできたこどもにも見える一方で、思春期等に問題が表面化することもあります。

## キ 精神的症状

反復性のトラウマにより、防衛機制として病的な症状を示すことがあります。例えば、記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等があり、さらに強い防衛機制として解離が現れたり、まれに解離性同一性障害に発展する場合があります。

虐待のタイプと強さ、虐待を受けた年齢、期間によって異なりますが、虐待はこどもの心身の成長に様々な悪影響を与えます。その回復のためには長期間の治療やケアが必要になります。これらは虐待によってのみ起こるものではありませんが、症状からさかのぼって虐待を発見する場合があります。

## 「なぜその行動をするのか」トラウマの視点で考える — 支援者の心も守る、トラウマインフォームドケア —

トラウマインフォームドケアとは、こどもや保護者の言動の背景にあるつらい体験の影響を理解し、安全・安心を大切に关わる支援の考え方です。

困った行動の背景にある理由を理解しようとする視点は、支援の第一歩となります。また支援者自身も、支援の中で、こどもや保護者の怒りや不安、つらい体験に触れ、心を傷つけられることがあります。

支援者同士で共有し、支え合うことも必要です。



## 4 虐待対応の基本原則

### (1) こどもの最善の利益の優先

保護者との関係性を重視するあまり、こどもの被害についての認識が薄れたり、対応が遅れてはなりません。虐待は虐待者からの観点ではなく、こどもの視点から捉えます。

- ・ こどもの心身の成長に悪影響は無いか。
- ・ こどもが苦痛を感じているか。

危険度が高いと思われる場合、早急にこどもの安全確認を実施し、必要な場合には速やかに安全な環境を確保します。

### (2) 保護者等との協働

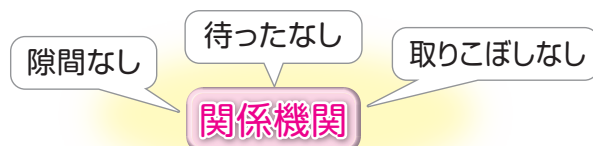
#### ア 保護者のありのままを受容する

時に保護者の意に反した対応もするとはいえ、気持ちを受容することは重要です。保護者の置かれている状況や背景を理解し、つらさに寄り添います。また、努力に対しては労います。

#### イ 支援者としての姿勢

「こうすべき」という指示的、指導的な態度は、「責められている」と受け止められて介入を拒まれる原因になります。親子関係の再構築をめざすためには、受容と共感の立場に立ち、一緒に考える関係をつくります。

### (3) 関係機関の連携



#### ア 主担当機関の決定と役割分担

主担当機関がおたこども家庭センターなのか大田児童相談所なのかを決めます。また、地域の関係機関も含め、主たる援助者（キーパーソン）と連携する者の役割分担を明確にします。各機関の考え方の違いや温度差が生じないように、些細なことでも情報を共有し、方針を確認しあう姿勢が必要です。

#### イ 組織ぐるみの対応と進行管理

一人の援助者のみの関わりは、思い込みによる偏った支援や、行き詰まりの原因になります。上司に相談する、会議で決定するなど、組織で対応し、進行管理をします。

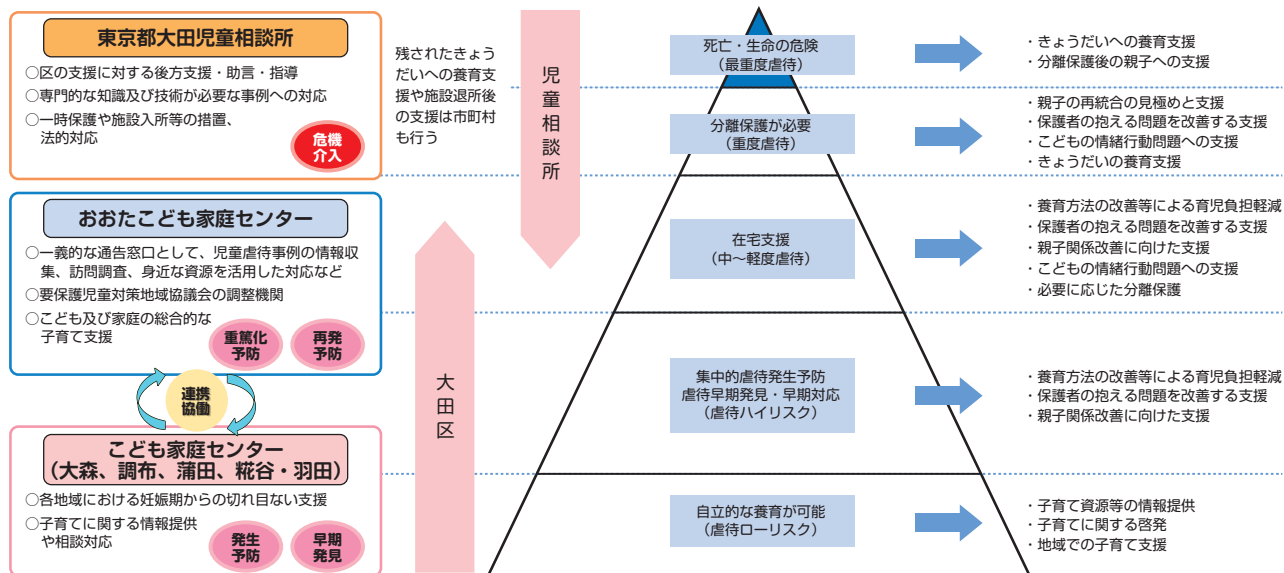
#### ウ 複数の機関での対応

虐待には、多種多様な家庭問題が含まれている場合が多く、複数の機関が関わることで全体像が理解できることがあります。また、各機関にはそれぞれ強みと限界があり、他の機関との協働が必要な場合があります。

おたこども家庭センターは、要保護児童対策地域協議会調整機関として、機関間の情報共有や協働等、多機関連携のパイプ役を担います。

# 5 虐待の重症度等と対応内容及び区と児童相談所の役割

虐待には、重症度・緊急度のレベルがあり、それに応じた適切な対応・支援が求められます。下の図では、虐待の重症度とそれに対応する支援、及び区と児童相談所の役割を示しています。

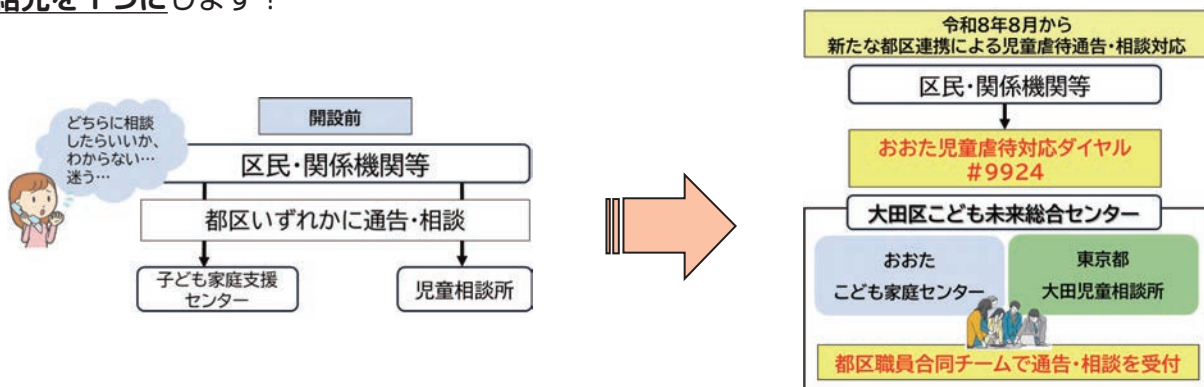


出典：こども虐待対応の手引き（令和7年12月改訂版）

## 【コラム】令和8年8月から「新たな都区連携」による大田の児童虐待通告・相談対応

### ここが変わる💡 その1 「おた児童虐待対応ダイヤルの設置」

これまで大田区、東京都、それぞれが受け付けていた児童虐待通告・相談に関する窓口・連絡先を1つにします！



**Point!** どちらに連絡をすればよいか迷わせません。都区合同で受け付けすることで、すぐに通告・相談内容を共有できるため、迅速な対応につなげます。

### ここが変わる💡 その2 都区合同振分・緊急受理会議の実施

合同で受け付けた虐待通告・相談は、おたこども家庭センター、東京都大田児童相談所の職員が参加する「合同振分・緊急受理会議」に諮り、子どもや家庭の状況、リスクや緊急度等を総合的に判断し、適切な対応方針・対応機関を迅速に決定します。

**Point!** 児童虐待通告の一義的窓口が区であることに変わりはありません。

これまで都区それぞれに通告窓口があったために、育児不安等初期から区による対応が適切と思われる相談が児童相談所に入ることや、緊急・重篤な相談が区に入る状況がありました。児童虐待の発生を予防し、重篤化・再発を予防することが区の役割であることに変わりはありませんが、通告・相談の初期段階で都区が情報を共有・対応を協議できることで、必要に応じ、速やかに児童相談所の専門的対応につなげます。